

働き方・休み方改善コンサルタント 活用のご案内

「働き方・休み方改善コンサルタント」とは

- ・労働時間全般についての電話相談のほか、個別訪問による労働時間等の見直しに向けた**アドバイス、資料提供**などに応じています。
- ・働き方・休み方の見直しに取り組んでいる企業を訪問し、取組内容をお聴きして好事例を収集しています。参考となるような事例は、局HPや厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」で一般に広くご紹介しています。



相談に関する秘密は
守られます。



～企業が抱えるこんな悩み、コンサルタントにお気軽にお尋ねください～
(～こんな取り組みをして効果をあげているといった好事例もお知らせください～)

所定外労働を削減したいが、具体的にどうしたらよいか悩んでいる。

変形労働時間制やフレックスタイム制、裁量労働制を導入する手続きが知りたい。

年次有給休暇の計画的付与制度を取り入れたいが、どうしたらよいか知りたい。

労働時間や休日、休暇等について、就業規則の見直しを含めて全般的に相談したい。

個別訪問によるアドバイスを希望される方、働き方改革に積極的に取り組んでいることをアピールしたい方は、個別訪問申込書に必要事項をご記入のうえ、郵便又はFAXにて、下記までお申し込みください。お待ちしております。

働き方・休み方改善コンサルタントについての問い合わせ・申込先

埼玉労働局 雇用環境・均等室

電話 048-600-6210 FAX 048-600-6230

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階